

# 2026年3月末予定「AI事業者ガイドライン」改訂（第1.2版）が生成AI利用企業に与える影響と必要対応

## エグゼクティブサマリー

2026年3月末に予定されている「AI事業者ガイドライン」改訂（第1.2版）は、生成AIを自社で開発せず、主に業務で利用する企業（AI利用者）に対しても、実務上の期待水準（“やるべきこと”の標準）を引き上げます。とりわけ、①入力（プロンプト）に含めるデータの管理、②AI出力を意思決定に使う際の人間の判断・説明責任、③ステークホルダー対応（通知・問い合わせ窓口等）、④規約・契約の遵守と文書管理、⑤セキュリティが、ガイドライン上の明確な焦点です。①

一方で、ガイドライン自体は「義務を課すものではない」と整理されており、法令のような直接の強制力はありません（いわゆるソフトロー）。ただし、社内統制・監査・取引先からの要請・事故時の説明（レピュテーションや訴訟対応）において、「合理的な注意」を示す参照点になり得ます。②

現時点（2026-03-14）で、経済産業省の公開ページでは第1.1版の掲載が確認でき、第1.2版（確定版）掲載は未確認です（本調査範囲）。③

ただし、情報処理推進機構（IPA）④の検討会ページでは、2026-03-05付で「第1.2版案（ドラフト）」本編PDF等が公開されており、これを実質的な最新ドラフトとして本報告の分析対象とします（最終版で変更される可能性は「未指定」）。⑤

結論として、生成AIの「単なる利用者」であっても、第1.2版対応は“ポリシー整備”に留まらず、購買・契約、データ分類、利用ログ/証跡、教育、対外説明まで含む横断対応が必要です。特に短期（～1か月）で優先すべきは、(1) 入力禁止・制限（個人情報/機密/営業秘密）のルールと技術的ガード、(2) 利用ケースの棚卸しとリスク分類（リスクベース）、(3) AIベンダー規約・契約の点検（学習利用・再利用・保持・越境等）、(4) 外部向け生成物のレビュー/表示（誤情報・景表法・著作権）、(5) 問い合わせ・インシデント導線の設置です。⑥

## 改訂第1.2版の公表状況と原文入手先

### 公表状況の整理

- ・内閣府⑦の関連ページでは、「AI事業者ガイドライン」を含む関係指針の所管・策定期間が整理され、AI事業者ガイドラインは総務省・経産省、策定（改定）時期はR7.3と記載されています。⑧
- ・経済産業省⑨の公開ページでは、少なくとも第1.1版（本編・別添等）のPDFが一覧で提供されています。③
- ・2026-03-05時点で、IPAの「AI事業者ガイドライン検討会」ページに、「AI事業者ガイドライン（第1.2版案）本編」等の開催資料PDFが掲載されています（＝ドラフトとして参照可能）。⑤
- ・「3月末に第1.2版を公開予定」との説明は報道でも言及がありますが、最終版の公開日・確定内容は公式には未指定として扱うのが安全です。⑩

## 原文の入手先

文書	入手先（優先：公式）	ステータス（2026-03-14時点）	備考
AI事業者ガイドライン 第1.2版	公式の掲載先（総務省/経産省）	<b>未指定</b> （確定版の公開確認は本調査範囲で未了）	「3月末予定」との言及はあるが確定日・確定版リンクは未指定。 <sup>11</sup>
AI事業者ガイドライン 第1.2版案（本編）	IPA「AI事業者ガイドライン検討会」開催資料	<b>公開（案）</b>	実務上は“改訂方向”を読む一次資料。最終版で変わり得る。 <sup>5</sup>
AI事業者ガイドライン 第1.1版（本編・別添）	経産省ページ	<b>公開済</b>	契約・チェックリスト等の付属資料体系も含め参照される。 <sup>12</sup>
生成AIサービス利用時の個人情報の注意喚起	個人情報保護委員会 <sup>13</sup>	<b>公開済</b>	企業が生成AIに個人情報を入力する場合の留意点が具体。 <sup>14</sup>

## 重要条項の抜粋（第1.2版案から）

以下は「日本語原文」からの短い抜粋です（引用は最小限、解釈は次節で詳述）。

「AI事業者ガイドラインは義務を課すものではなく…」<sup>15</sup>

「AI 提供者が定めた利用上の留意点を遵守して…利用する」<sup>16</sup>

「当該 AI の出力結果を…評価の参考にする場合は…通知し…求めに応じて説明責任を果たす」<sup>17</sup>

## 生成AI利用企業に直接影響する条項の抽出と解説

### 生成AIの「単なる利用者」に直撃するコア条項（第5部：AI利用者）

第1.2版案「本編」では、AI利用者（企業）向けに **U-2～U-7** の番号付きで重要事項が列挙されています。<sup>18</sup>

ここでいうAI利用者は、事業活動においてAIシステム/サービスを利用し、必要に応じて運用も担う主体として位置付けられます。<sup>19</sup>

条項（番号）	ガイドライン上の要請の要点（実務訳）	生成AI利用企業での具体対応（例）	主要リスク領域
<b>U-2) i. 安全を考慮した適正利用</b>	ベンダーが定めた留意点の遵守、仕様どおり動作しているか確認、正確/最新なデータ入力、出力の精度とリスク理解の上で利用。 <sup>16</sup>	利用ルール（禁止用途・要レビュー用途）策定／“AI出力＝確定情報ではない”を標準注意書き化／重要判断（与信・採用等）は人間承認を必須化（HITL）。	法務・運用・reputational

条項（番号）	ガイドライン上の要請の要点（実務訳）	生成AI利用企業での具体対応（例）	主要リスク領域
U-3) i. 入力データ/プロンプトのバイアス配慮	公平性が担保された入力、プロンプトに含まれるバイアスに留意し、 <b>出力に基づく事業利用判断は利用者が責任を持つ。</b> 16	プロンプトテンプレートに「差別・属性推定・不合理なスコアリング禁止」明記／採用・評価用途ではデータ項目と評価基準を事前に文書化し監査可能に。	法務・reputational（差別）
U-4) i. 個人情報情報の不適切入力/プライバシー侵害対策	個人情報を不適切入力しない、侵害事例の情報収集と防止検討。 16	「個人情報/要配慮/機微情報は原則入力禁止」＋例外手続（承認・目的限定）／DLP・プロンプト監査（機密語検知）／ベンダーが学習利用しない設定・契約確認。 14	プライバシー・法務
U-5) i. セキュリティ対策の実施	ベンダーのセキュリティ留意点遵守、機密情報の不適切入力を回避。 16	“業務用環境”を分離（SSO/MFA/端末制御）／機密分類ラベルと入力制御／RAG用社内DBは最小権限・監査ログ。	セキュリティ・運用
U-6) i. 関連ステークホルダーへの情報提供	出力を事業判断に活用した場合、合理的範囲で情報提供。 17	対外成果物（提案書、広告、顧客向け回答）で「AI利用の有無」「注意事項」をルール化／重要判断で根拠（ソース）と人間レビュー記録を残す。	reputational・法務
U-7) i. 関連ステークホルダーへの説明	利用方法を分かりやすく提示。データ提供が予定される場合は事前説明。 <b>個人/集団の評価に使う場合は通知し、求めに応じ説明責任。</b> 問い合わせ窓口設置。 17	人事・与信・審査等は「AI利用通知」「異議申立て導線」「人間再審査」整備／問い合わせ窓口（一次受付）＋ベンダー連携SLA。	法務・reputational・運用
U-7) ii. 文書活用/規約遵守	ベンダー提供文書の保管・活用、サービス規約遵守。 17	ベンダー評価シート（規約・DPA・学習利用・保持・越境）を購買プロセスに組み込み／規約更新モニタリング（購買・法務）。	法務・運用

### 「高度なAIシステム」利用時に追加で強く効く条項（広島AIプロセス準拠）

第1.2版案は、第2部Dとして「広島AIプロセス」の国際指針を取り込み、**AI利用者も適切な範囲で遵守すべき**と整理しています。 20

特に利用企業に影響が大きいのは、(a) 導入前のリスク特定・評価・軽減、(b) 導入後の脆弱性・悪用インシデントの特定と緩和、(c) 能力・限界・適切/不適切利用領域の公表による透明性、(d) データインプット対策による個人データ・知財保護、(e) リテラシー向上と責任ある利用の促進です。 21

実務的には、「高度なAIシステム」に該当するかは最終的にケース依存であり（判定基準は未指定）、少なくとも以下のような場合は**“高度相当”**として**上乘せ統制**を推奨します：

- 自律的に外部ツールを操作するAIエージェント（決済、発注、顧客対応など）
- 採用・与信・監視など個人に重大影響を及ぼす用途
- 大規模な対外コンテンツ発信（広告、IR、報道対応）

（上記は本報告の実務提案であり、公式定義の引用ではありません）

## 第1.2版改訂で「利用者側の運用」が重くなるポイント

第1.2版案の更新内容説明資料では、AIエージェント/フィジカルAIの普及に伴い、AI利用者向けに以下が追記される方針が示されています。<sup>22</sup>

- 定期的な操作履歴確認や報告の重要性（自律的行動ゆえ、放置が事故に直結し得る）。<sup>23</sup>
- コード生成が容易になる一方、保守・更新が困難化し得るため、社内ノウハウ蓄積が重要。<sup>23</sup>
- 重大な影響/被害が生じ得る場合の人間の判断介在（HITLの位置づけが明確化）。<sup>24</sup>
- データ最小化（意図しない漏えい被害を抑える）。<sup>25</sup>

このため、第1.2版対応は「現場に注意喚起して終わり」ではなく、**ログ/権限/運用監査**まで含めた“継続運用設計”が主戦場になります。<sup>26</sup>

## 企業が取るべき対応策と実務チェックリスト

### 対応策一覧（短期/中期/長期）

前提：ガイドラインは義務ではないが、AI利用者により具体行動を求める整理が存在するため、企業内の「標準手順（SOP）」化が費用対効果が高いです。<sup>27</sup>

期間	目的	具体対応（要点）	主担当（例）	推定工数（目安）	優先度
短期 （～4週間）	“事故が起きる入口”を塞ぐ	①入力禁止（個人情報/機密/営業秘密）と例外フロー、②生成物の対外利用レビュー、③利用ケース棚卸し（台帳）、④規約・設定（学習利用/保持）確認、⑤問い合わせ/インシデント窓口設置。 <sup>28</sup>	情報シス/セキュリティ、法務、事業部門	10～30人日（企業規模に依存：未指定）	高
中期 （1～3か月）	ガバナンスを回し始める	①リスク分類（リスクベース）と承認ゲート、②ベンダー審査（セキュリティ・プライバシー・契約）を購入に組込、③ログ/監査（必要最小限・目的限定）、④教育（リテラシー/禁止事項/ハルシネーション対策）。 <sup>29</sup>	CAIO相当（未指定）、ERM/内部監査、購買	20～80人日（未指定）	高～中
長期 （3～12か月）	“説明可能な状態”を標準化	①AI管理のマネジメントシステム化（例：ISO/IEC 42001やAI RMFの考え方でPDCA）、②第三者評価/レッドチーミング（重要用途）、③対外透明性（利用表示、データ取扱い説明）を整備。 <sup>30</sup>	経営層、内部監査、セキュリティ、法務	80～200人日（未指定）	中

※工数は「未指定」情報（業種、既存ISMS、利用ケース数）に強く依存するため幅を持たせています。

### 実務チェックリスト（生成AI“利用者企業”版）

#### 導入前（購買・PoC段階）

- 目的と利用範囲（禁止用途含む）を文書化し、ベンダーの「想定範囲内利用」を満たすか確認（U-2）。<sup>31</sup>
- 個人情報を含む入力が起こり得る場合、利用目的との整合と、ベンダーが学習利用しないこと等を確認（PPC注意喚起）。<sup>14</sup>

- 契約・規約で、入力データの利用範囲、保持、再利用、生成物の利用条件、責任分担をチェック（経産省チェックリスト）。<sup>32</sup>
- 著作権リスク（生成物/入力物）を、利用段階の論点として関係者に周知（文化庁の整理）。<sup>33</sup>

### 運用中（業務利用）

- 機密/個人情報/営業秘密の入力防止（U-4、U-5）+例外時の承認と記録。<sup>34</sup>
- 出力の利用前レビュー：重要判断ほど人間承認（U-2、U-7）。<sup>35</sup>
- 利用ログの保存方針（目的限定・最小化）と、AIエージェント等は操作履歴の定期点検（改訂方針）。<sup>26</sup>
- 事故対応：問い合わせ窓口とベンダー連携、脆弱性/悪用パターンの把握（U-7、広島指針II）。<sup>36</sup>

### 対外利用（顧客向け、広告、公開文書）

- AI利用の情報提供・説明（U-6、U-7）。<sup>31</sup>
- 広告・表示は景表法等の既存ルールに従い、誤認表示を避ける（消費者庁ガイドライン体系を参照）。<sup>37</sup>
- 生成コンテンツの来歴・識別（ラベリング/透かし等の考え方は広島指針VII）。<sup>21</sup>

### 担当部署・役割（RACIの例）

業務	経営層	CAIO/AI統括 (未指定)	法務/ コンプラ	情報シス/ セキュリティ	個人情報/ プライバシー	事業部門 (利用責任者)
利用ポリシー制定 (U-2~U-7反映) <sup>31</sup>	A	R	C	C	C	R
契約・規約レビュー (U-7、契約チェックリスト) <sup>38</sup>	I	C	R	C	C	C
入力データ統制（個人情報/機密） <sup>34</sup>	I	C	C	R	R	R
重要用途のHITL設計（改訂方針含む） <sup>24</sup>	I	R	C	C	C	R
問い合わせ・事故対応 (U-7、広島指針II) <sup>36</sup>	I	R	C	R	C	R

R=実行責任、A=最終責任、C=協議、I=情報共有（本表は実務テンプレートであり企業の組織体制は未指定）。

### リスク評価と緩和策

ガイドライン（U-2~U-7、広島指針I~XII）は、“利用者側が負うべきリスク”を、(1)入力、(2)出力の扱い、(3)説明対応、(4)運用/監視、(5)契約・規約の順に具体化していると読めます。<sup>36</sup>  
 以下は生成AI利用企業の典型リスクと緩和策です。

リスク種別	典型シナリオ	影響	主要な根拠・関連	緩和策（実務）
法的（個人情報）	従業員や顧客の個人情報をプロンプト入力→出力以外目的で取扱い、同意要否・第三者提供等が問題化	行政対応・賠償・取引停止	PPCは「利用目的の範囲内確認」「学習利用しないこと確認」等を明記。 <sup>14</sup>	入力禁止+例外承認、学習OFF契約/設定、ログ最小化、DPA/越境確認
法的（著作権）	生成物が既存著作物に類似、または入力に著作物を貼付して生成	差止・損害賠償・炎上	文化庁の整理は“判例乏しい・個別判断”を前提に考え方を提示。 <sup>33</sup>	対外利用はレビュー必須、引用要件の確認、権利侵害スクリーニング（検索・類似チェック）
法的（景表法/表示）	AI生成の性能説明・比較広告が誤認/誇大に	行政処分・信用毀損	消費者庁がガイドライン体系を整備。 <sup>37</sup>	広告審査フローにAI生成物を明示、根拠資料の保存、No.1表示等の社内基準遵守
セキュリティ	機密情報入力、プロンプトインジェクション、RAG経由の情報漏えい	情報漏えい・業務停止	U-5は機密入力回避を明示。 <sup>31</sup>	DLP、最小権限、RAGデータ分離、監査ログ、ベンダーセキュリティ要求
運用	ハルシネーション・誤判断、AIエージェントの暴走	事故・損害	U-2は精度/リスク理解、人間判断介入を要請。改訂方針で操作履歴確認等を追記。 <sup>35</sup>	重要判断はHITL、操作履歴監査、KPI（誤回答率等）と改善サイクル
reputational	「AIに任せた」印象、説明不能、差別的出力	信用失墜・採用/取引影響	U-6/U-7は情報提供・説明責任を明確化。 <sup>31</sup>	利用表示、説明テンプレ、問い合わせ窓口、差別リスク用途の事前審査

## 関連法令・他ガイドラインとの整合性と差分

### “義務ではない”が、法令遵守の実装手段としては強い

- AI事業者ガイドラインは義務付けではない旨が明記されています。<sup>15</sup>
- ただし、AI利用者向けの具体項目（U-2～U-7）や広島AIプロセス準拠（第2部D）は、**個人情報・知財・セキュリティ等の実務論点を横断的に“チェック項目化”**しており、結果として各法令対応の実装に直結します。<sup>36</sup>

### 主要な関連法令・ガイドラインとの対応表（差分の要点）

項目	既存の主な根拠	求められる対応（要点）	AI事業者ガイドライン第1.2版案との関係
個人情報保護	PPC注意喚起：利用目的内か、学習利用しないこと確認等。 <sup>14</sup>	入力制御、目的限定、規約/プライバシーポリシー確認	U-4（不適切入力防止）と整合。広島指針XI（データインプット対策）とも整合。 <sup>36</sup>

項目	既存の主な根拠	求められる対応（要点）	AI事業者ガイドライン第1.2版案との関係
著作権	文化庁「考え方」：法的拘束力なし、個別判断が原則。 <sup>33</sup>	生成物の権利侵害回避、入力データ管理	広島指針XI（知財保護）と直結。利用企業側の“対外利用レビュー”を正当化。 <sup>21</sup>
景表法（広告・表示）	消費者庁のガイドライン体系。 <sup>37</sup>	誤認表示を避け根拠保存	U-6/U-7（情報提供・説明）を、広告審査プロセスへ落とすのが実務的。 <sup>31</sup>
契約（データ/AI）	経産省「AIの利用・開発に関する契約チェックリスト」。 <sup>32</sup>	データ利用範囲、生成物条件、責任分担のチェック	U-7（規約遵守・文書保管）と接続。ガイドライン別添でも契約ガイドライン参照が想定。 <sup>39</sup>
AI政策上の位置づけ	AI法（2025年公布・全面施行等）概要。 <sup>40</sup>	事業者の協力等、政策枠組みとの整合	ガイドラインはAI法の「指針整備」方向と親和。 <sup>41</sup>

## 企業規模別テンプレートと実行ロードマップ

### 中小企業向け：簡易対応テンプレート（そのまま社内規程の骨子にできる形）

#### 社内生成AI利用ルール（簡易版）テンプレ（未指定箇所は自社で記入）

- ・適用範囲：業務で利用する生成AIサービス全般（対象サービス：未指定）
- ・禁止入力：個人情報（要配慮含む）、顧客情報、営業秘密、未公開財務、人事評価素材（例外手続：未指定）。<sup>34</sup>
- ・出力の扱い：外部提出物・契約・法務文書・広告は**人間レビュー必須**。重要判断はHITLで最終判断。<sup>35</sup>
- ・生成物の権利：外部公開前に著作権/引用/商標等の確認（担当：未指定）。<sup>33</sup>
- ・透明性：顧客向け利用では、合理的範囲でAI利用の情報提供（表示方法：未指定）。<sup>36</sup>
- ・問い合わせ：社内窓口（部署：未指定、連絡先：未指定）を設置し、必要に応じてベンダーへ連携。<sup>31</sup>
- ・規約・設定：学習利用の有無、保持期間、管理者設定を導入時に確認し記録。<sup>42</sup>

### 大企業向け：詳細実行ロードマップ（例）

```

gantt
title 生成AI利用企業の第1.2版対応ロードマップ（例）
dateFormat YYYY-MM-DD
axisFormat %m/%d

section ガバナンス基盤
体制確立（AI統括/委員会/窓口）           :a1, 2026-03-14, 21d
AI利用ポリシー改訂（U-2～U-7反映）         :a2, after a1, 30d
リスク分類基準（リスクベース）策定         :a3, after a1, 45d

section 台帳・統制
利用ケース棚卸し（AI台帳）                 :b1, 2026-03-20, 45d
入力データ統制（DLP/例外手続）             :b2, after b1, 60d
ログ/監査設計（最小化・目的限定）         :b3, after b2, 45d

```

section 契約・ベンダーマネジメント	
規約/契約点検（契約チェックリスト準拠）	:c1, 2026-03-20, 60d
ベンダー審査プロセスを購買に組み込み	:c2, after c1, 60d
section 運用・対外対応	
重要用途HITL実装・運用（採用/与信等）	:d1, 2026-04-15, 90d
対外表示・説明テンプレ整備	:d2, 2026-04-15, 60d
インシデント対応訓練（机上演習）	:d3, 2026-06-01, 30d
section 定着・高度化	
内部監査/第三者評価（重要用途）	:e1, 2026-07-01, 60d
AIMS/ISO等への整合（任意）	:e2, 2026-08-01, 120d

※第1.2版“確定版”の公開日や最終差分は未指定のため、**ドラフト（第1.2版案）**で方向性を前倒し実装し、**確定版で差分調整**する設計を推奨します。 43

## 参考事例と先行企業の対応

### ガイドライン側で参照される企業事例の拡充

第1.2版改訂の更新内容資料では、事例（コラム）として国内企業（例：NEC、東芝、富士通、ソフトバンク、NTTデータ等）の更新に加え、海外として**IBM、Amazon Web Services (AWS)**の追加が示されています。 44

### 国内先行事例の共通パターン

- NEC 45：AI・生体認証等の人権リスクを特定し、規程・ガイドライン・チェックシート、部門連携でリスク軽減プロセスを回す旨を開示。 46
- 富士通 47：AI倫理ガバナンス（コミットメント、外部委員会等）を体系化し、安心安全な利活用を推進。 48
- ソフトバンク 49：AI倫理ポリシー整備に加え、社外有識者参画のAI倫理委員会（アドバイザーボード）設立を公表。 50
- NTTデータ 51：AI憲章、AIリスクマネジメントポリシー、生成AI含む社内ガイドライン整備など、グローバル展開前提の統制を説明。 52

これらは、ガイドライン（U-7の説明責任・窓口、U-4/U-5の入力統制、広島指針のリテラシー・透明性）と整合する“実装形”になっています。 36

### 海外先行事例・フレームワーク

- Microsoft 53：Responsible AI Standard（v2）を公開し、製品開発要件としての責任あるAIを整理。 54
- Google 55：AI Principlesを掲げ、責任ある開発・展開の原則を公開。 56
- IBM 57：Responsible Technology Boardを中核にしたガバナンスの考え方を説明。 58
- NIST 59：AI Risk Management Framework（AI RMF）を、設計・開発だけでなく「使用」も含むリスク管理の枠組みとして提示（任意利用）。 60
- Amazon Web Services 61：ISO/IEC 42001（AIMS）認証取得を公表し、対象サービスを列挙。 62

第1.2版案が採る“リスクベース”“リビングドキュメント”“透明性・説明責任”の方向性は、NIST AI RMFやAIMS（ISO/IEC 42001）等の国際的な実装論とも接続しやすく、グローバル企業ほど先行して仕組み化していることが読み取れます。 63

---

1 4 6 16 17 18 19 20 21 28 29 31 34 35 36 38 39 45 47 49 53 55 59 61 63 [https://www.ipa.go.jp/disc/committee/begoj9000000egny-att/20260305\\_009\\_04\\_00.pdf](https://www.ipa.go.jp/disc/committee/begoj9000000egny-att/20260305_009_04_00.pdf)  
[https://www.ipa.go.jp/disc/committee/begoj9000000egny-att/20260305\\_009\\_04\\_00.pdf](https://www.ipa.go.jp/disc/committee/begoj9000000egny-att/20260305_009_04_00.pdf)

2 15 27 [https://www.ipa.go.jp/disc/committee/begoj9000000egny-att/20260305\\_009\\_11\\_00.pdf](https://www.ipa.go.jp/disc/committee/begoj9000000egny-att/20260305_009_11_00.pdf)  
[https://www.ipa.go.jp/disc/committee/begoj9000000egny-att/20260305\\_009\\_11\\_00.pdf](https://www.ipa.go.jp/disc/committee/begoj9000000egny-att/20260305_009_11_00.pdf)

3 9 12 57 [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/ai\\_shakai\\_jisso/20240419\\_report.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20240419_report.html)  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/ai\\_shakai\\_jisso/20240419\\_report.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20240419_report.html)

5 43 <https://www.ipa.go.jp/disc/committee/expert-group-on-aigfb.html>  
<https://www.ipa.go.jp/disc/committee/expert-group-on-aigfb.html>

7 33 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf)  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf)

8 [https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai\\_guideline/ai\\_guideline.html](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_guideline/ai_guideline.html)  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai\\_guideline/ai\\_guideline.html](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_guideline/ai_guideline.html)

10 11 [https://ledge.ai/articles/government\\_ai\\_guideline\\_revision\\_human\\_judgment\\_required\\_x\\_debate](https://ledge.ai/articles/government_ai_guideline_revision_human_judgment_required_x_debate)  
[https://ledge.ai/articles/government\\_ai\\_guideline\\_revision\\_human\\_judgment\\_required\\_x\\_debate](https://ledge.ai/articles/government_ai_guideline_revision_human_judgment_required_x_debate)

13 41 [https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai\\_hou\\_gaiyou.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_hou_gaiyou.pdf)  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai\\_hou\\_gaiyou.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_hou_gaiyou.pdf)

14 42 [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602\\_alert\\_generative\\_AI\\_service.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602_alert_generative_AI_service.pdf)  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602\\_alert\\_generative\\_AI\\_service.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602_alert_generative_AI_service.pdf)

22 23 24 25 26 44 [https://www.ipa.go.jp/disc/committee/begoj9000000egny-att/20260305\\_009\\_03\\_00.pdf](https://www.ipa.go.jp/disc/committee/begoj9000000egny-att/20260305_009_03_00.pdf)  
[https://www.ipa.go.jp/disc/committee/begoj9000000egny-att/20260305\\_009\\_03\\_00.pdf](https://www.ipa.go.jp/disc/committee/begoj9000000egny-att/20260305_009_03_00.pdf)

30 60 <https://www.nist.gov/itl/ai-risk-management-framework>  
<https://www.nist.gov/itl/ai-risk-management-framework>

32 [https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/connected\\_industries/sharing\\_and\\_utilization/20250218003-ar.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20250218003-ar.pdf)  
[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/connected\\_industries/sharing\\_and\\_utilization/20250218003-ar.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20250218003-ar.pdf)

37 [https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/guideline](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline)  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/guideline](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline)

40 [https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai\\_act/ai\\_act.html](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_act/ai_act.html)  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai\\_act/ai\\_act.html](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_act/ai_act.html)

46 <https://jpn.nec.com/sustainability/ja/social/ai.html>  
<https://jpn.nec.com/sustainability/ja/social/ai.html>

48 <https://global.fujitsu/ja-jp/technology/key-technologies/ai/aiethics/governance>  
<https://global.fujitsu/ja-jp/technology/key-technologies/ai/aiethics/governance>

50 <https://www.softbank.jp/corp/aboutus/governance/ai-governance/>

<https://www.softbank.jp/corp/aboutus/governance/ai-governance/>

51 54 <https://cdn-dynmedia-1.microsoft.com/is/content/microsoftcorp/microsoft/final/en-us/microsoft-brand/documents/Microsoft-Responsible-AI-Standard-General-Requirements.pdf>

<https://cdn-dynmedia-1.microsoft.com/is/content/microsoftcorp/microsoft/final/en-us/microsoft-brand/documents/Microsoft-Responsible-AI-Standard-General-Requirements.pdf>

52 <https://www.nttdata.com/jp/ja/services/data-and-intelligence/governance/>

<https://www.nttdata.com/jp/ja/services/data-and-intelligence/governance/>

56 <https://ai.google/principles/>

<https://ai.google/principles/>

58 <https://www.ibm.com/trust/responsible-ai>

<https://www.ibm.com/trust/responsible-ai>

62 <https://aws.amazon.com/jp/blogs/news/aws-achieves-iso-iec-420012023-artificial-intelligence-management-system-accredited-certification/>

<https://aws.amazon.com/jp/blogs/news/aws-achieves-iso-iec-420012023-artificial-intelligence-management-system-accredited-certification/>